

令和８年度大磯町立大磯幼稚園認定こども園移行事業に係る三者協議
次第

日 時 令和８年５月２０日(水)
午後１時００分～
場 所 大磯幼稚園 ２階ホール

１．開会

２．議題

(１) 三者協議について

資料１

資料２

(２) 認定こども園の運営内容について

資料３

(３) 公私連携協定について

資料４

資料５

(４) 認定こども園園舎新築工事の進捗状況について

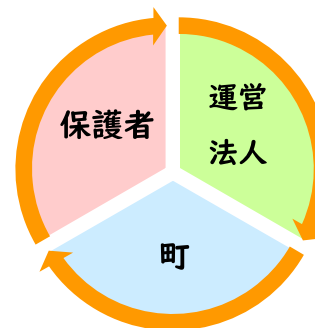
資料６

３．閉会

三者協議について

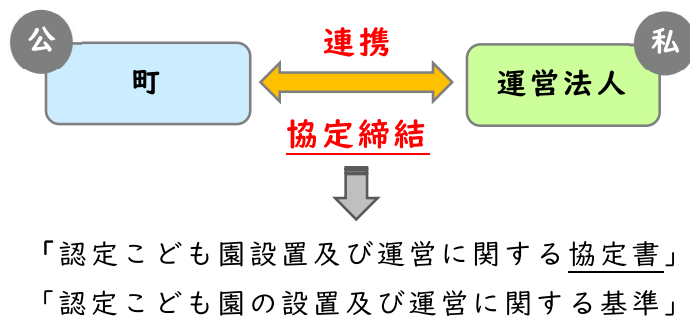
1. 「三者協議」とは？

令和9年4月の公私連携幼保連携型認定こども園への移行に向けて、円滑に引継ぎを行うため、園の運営内容などについて、保護者・認定こども園運営法人・町の「三者」で意見交換を行う場です。



2. 「公私連携幼保連携型認定こども園」とは？

町と運営法人が園の運営内容などを定めた協定書や基準を締結し、締結した協定に基づいた運営がされているか確認するなど、町が運営に関与することができる制度です。



「協定書」の主な内容

- ・ 名称、所在地 ・ 開園日 ・ 運営主体
- ・ 教育保育等に関する基本的事項（遵守法令）
- ・ 立入検査 ・ 公私連携法人の取消し 等

「基準」の主な内容

- ・ 定員 ・ 開園時間、休園日 ・ 職員配置
- ・ 教育保育の内容
（実施する事業、学級編制、食事の提供、
支援が必要なこどもの受入れ 等）
- ・ 保育料等の保護者負担 ・ 災害、事故対応 等

3. 今後のスケジュール

協議・報告の内容	5月	7月	8月
認定こども園の運営内容	○	○	○
「協定書」の内容			○
「基準」の内容			○
園舎新築工事の進捗状況	○	○	○



10月：R9入園説明会の開催

令和 7 年度の振り返り

大磯町立大磯幼稚園認定こども園移行事業に係る三者協議 (第 1 回) 結果概要

- 実施日時： 令和 7 年 12 月 19 日 (金) 13:00～14:15
- 実施場所： 大磯町立大磯幼稚園 2 階ホール
- 説明者： ・ 大磯町 3 名
・ 社会福祉法人真澄児童福祉会 (設置運営事業者) 2 名
- 参加者： 大磯幼稚園保護者 6 名
- 説明内容： (1) 三者協議について (資料 1)
(2) 認定こども園の運営内容について (資料 2)
(3) 認定こども園園舎新築工事の進捗状況について (資料 3)
- 主な意見・質問事項と回答：
 - (1) 三者協議について
⇒ 意見・質問なし
 - (2) 認定こども園の運営内容について

Q 一時保育事業の対象年齢は。

A 生後 6 ヶ月から就学前までのお子さんを対象とする予定です。

Q 年長児も午睡を行うのか。

A 5 歳児も午睡を行いますが、段階的に午睡の時間を減らし、小学校入学を見据えた生活リズムにシフトしていく予定です。

Q 認定こども園移行後も大磯幼稚園の園行事をできる限り継続してほしい。
民営化しても地域と連携した園行事は継続できるのか。

A 大磯幼稚園の保育内容を大切にしていきたいので、基本的には園行事を継承していく考えです。

その一方で、認定こども園移行により、就労など保育を必要とする保護者やそのお子さまも利用されるため、様々なご家庭の状況を踏まえながら行事のあり方を検討する必要があると考えています。

地域との連携については、過去に法人で民営化を行ったノウハウを活かしながら、民営化後も連携を継続できるよう町との引継ぎをしっかりと行ってまいります。

Q クラスの名称やカラー帽子の色など、保護者の意見を参考にさせていただくことはできるのか。

A クラスの名称については、保護者の意見を参考に検討させていただきます。

カラー帽子については、毎年色を変えるのではなく、学年で色を決めて持ち上がる形で考えています。

その他、具体的な園運営について、特に保護者の関心が大きい部分については、ご意見を伺いながら検討してまいります。

Q 民営化すると先生は全員変わってしまうのか。
先生が変わることによるこどもたちへの影響が心配である。

A 正規職員については、他の町立園などに異動することになります。

会計年度任用職員については、人数や職種などの具体的な雇用方法は今後検討することになりますが、認定こども園移行後も大磯幼稚園のお子さまや保育内容を知っている方に引き続き勤務継続していただきたいと考えています。

また、令和8年度には、認定こども園で勤務する予定の法人職員に大磯幼稚園の保育に携わっていただく「合同保育」を実施し、保育内容の引継ぎやこどもや保護者たちとのコミュニケーションを深めていただくことで、円滑な移行を図っていく予定です。

Q 支援を必要とするこどもに対する支援体制は。

A 認定こども園移行により、支援が必要なお子さまが転園することのないよう対応していきたいと考えています。

また、支援を必要とするお子さまの受入れにあたっては、町立園と全く同じ体制をとることは難しいかもしれませんが、町と連携を密にとりながら保育の引継ぎを丁寧に行い、これまで培ってきた法人の保育のノウハウなども活かしながら、新しい認定こども園においてそのお子さまに合った保育が提供できるよう検討してまいります。

Q 町立幼稚園の預かり保育料は、町内の私立園に比べ非常に安価である。同じ料金設定は難しいと思うので、保護者へ丁寧に説明した方がいいのでは。

A ご指摘のとおり町立幼稚園の預かり保育料と同様の金額設定は難しいと考えています。町内私立園の料金設定を参考に検討し、保護者へ説明してまいります。

また、認定こども園移行により、就労等の保育の必要性のある保護者については、教育認定（1号認定）から保育認定（2号認定）の利用に切り替えることで、預かり保育を利用せずに必要な保育を受けることができる場合があります。

(3) 認定こども園園舎新築工事の進捗状況について

Q 工事の音がこどもに与える影響を心配している。

現在、金属をたたくような大きな音が発生しているが、これが一年中続くのか。

大きな音や臭いが発生する場合には、園内に掲示されている工事スケジュール板にその旨を記載してほしい。

A ご迷惑をおかけして申し訳ありません。

現在、「地盤改良工事」を行っており、金属製の杭を地中に埋める際に金属をたたく音が発生しております。

その他、大きな音が発生する工事工程としては、令和8年1月中旬から3月までの「基礎工事」、5月中旬の「木軸躯体工事」、12月の外構工事、令和9年4月以降に実施する既存園舎の解体工事が予定されています。大きな音や臭いが発生する工程については工事スケジュール板に明記いたします。

大磯町立大磯幼稚園認定こども園移行事業に係る三者協議 (第2回) 結果概要

- 実施日時： 令和8年1月23日（金） 13：00～14：00
- 実施場所： 大磯町立大磯幼稚園 2階ホール
- 説明者： ・ 大磯町 3名
・ 社会福祉法人真澄児童福祉会（設置運営事業者） 2名
- 参加者： 大磯幼稚園保護者 5名
- 説明内容： (1) 第1回の振返り（資料1）
(2) 認定こども園の運営内容について（資料2）（資料3）
(3) 公私連携協定について（資料4）（資料5）
(4) 認定こども園園舎新築工事の進捗状況について（資料6）

○ 主な意見・質問事項と回答：

(1) 第1回の振返り

⇒ 意見・質問なし

(2) 認定こども園の運営内容について

Q 登園時の児童の引渡しはどのように行う予定か。

A 登降園管理システムが入ったタブレットを導入し入退室時間を管理する予定です。
園児の自主性を育むため、3、4、5歳児については入口で職員が受け、教室での身支度などはこどもたち自身に行っていただく想定ですが、状況をみながら対応方法を検討してまいります。

Q 降園時の園児の引渡しはどのように行う予定か。現在は引渡し時に保護者と担任の小集会のような形になり、今日の保育内容や連絡事項の共有を行ったうえで一人ずつ引き渡している。引渡し方法が変わるのであれば、事前に周知イメージのギャップを少なくした方がよいのではないか。

A 引き続き保育を受ける保育認定の園児がいるなかで、教育認定のこどもたちが降園する際に毎日、保護者と担任が直接今日の出来事を引き継ぐことは難しいと考えています。

そのため、保育アプリを活用して連絡事項や保育内容の共有を図ることを基本とし、必要に応じて担任と保護者が直接引き継ぎを行う形をとることで、引き続き保護者との信頼関係を築いていきたいと考えております。周知方法については今後検討します。

(3) 公私連携協定について

◎ 町内の公私連携幼保連携型認定こども園における公私連携協定の内容を参考例として提示し、今後の意見交換を行う際のポイントを共有
⇒ 意見・質問なし

(4) 認定こども園園舎新築工事の進捗状況について

Q 令和8年度は既存のプールが使用できないが、どのように対応する予定か。また、新しい認定こども園では、どのように対応する予定か。

A 予算確定前のため予定の話となりますが、令和8年度においては仮設プールを備品購入して水遊びを実施する予定です。

また、令和9年度以降については、常設型ではなく、組み立て式のプールで対応する予定です。

Q 第1回の三者協議で要望した工事現場前の工事スケジュール板への騒音レベル表示について迅速に対応いただき感謝する。近隣の方も工事スケジュール板をよく確認しているので引き続き丁寧な情報発信をお願いしたい。

A 承知しました。

Q 令和８年度の引継ぎ保育は、真澄児童福祉会の先生がどのくらいの頻度で保育に参加するのか。

A 実施方法や頻度については、大磯幼稚園と調整中です。認定こども園で勤務する予定の保育士が入れ替わりで保育に参加する予定です。年度の後半に向けて頻度や人数を増やしていくことを想定しています。

2027年度（令和9年）大磯こども園 年間予定案

4月	入園進級式 懇談会（役員会・・・状況により実施） 幼児：よもぎつみ よもぎだんごづくり 幼児：消防署見学
5月	内科健診① 交通安全教室 おはなし会 幼児：遠足
6月	磯遊び 幼保小中高一斉避難訓練及び引き渡し訓練（延長保育・預かり保育等はなし） おはなし会 プール・水遊び開始 内科健診② 歯科健診①
7月	歯科健診② すいかわり なつまつり（2028年度～）
8月	
9月	おはなし会 個人面談～11月
10月	運動会（2028年度～） 2027年度は近隣小学校・園庭完成後・実施なしのいずれか おはなし会 内科健診① おいもほり（幼児）
11月	おまつり（2027年度）2028年度は園庭完成後・実施なしのいずれか 交通安全教室（白バイ） おはなし会 幼児：遠足 内科健診② 歯科健診① やきいもパーティー
12月	おたのしみ会（発表会） クリスマス会 歯科健診②
1月	左義長散歩 おだんごづくり おはなし会
2月	豆まき ミニ作品展 おはなし会 交通安全教室（くらし安全） 5歳児：小学校見学 5歳児：ケーブルTV撮影
3月	ひなまつり 交通安全教室（就学時渡り方指導） 5歳児：お別れ遠足 おわかれ会 修了証書授与式 クラス懇談会（年長組） 修了式
毎月	お誕生会 身体計測 避難訓練（消火：毎月・不審者：年2回） ☆AET訪問 ☆巡回相談日
その他	☆ 施設開放日（5月～（体験入園日 年4回程度） 高齢者との触れ合い 地域とのかかわり 近隣保育施設とのかかわり 学生の保育体験 （☆マイクロバスDAY）

全園児 給食の提供となります。（幼児クラスは年2～3回程度 遠足などの行事の際はお弁当の日があります）

補足・検討事項

①PTA及びクラス役員の設置について

案：設置なし バザー等是有志を募る 行事等のお手伝いは園からお願い

②運動会 2028年度から園庭・2027年度は近隣小学校・園庭完成後（冬）・なし のいずれか

1日の流れ（予定）

時刻	0歳児～2歳児	3歳児～5歳児 年齢ごとのクラスで認定にかかわらず一緒に保育をします	
	3号認定	2号認定 (保育園部分)	1号認定 (幼稚園部分)
7:00	順次登園	順次登園	事前申請により預かり (就労又は緊急的)
8:30	各個人に合わせた クラス活動	人数に合わせて合同保育	順次当園
9:30			
11:00			クラス活動など
12:00	給食 午睡		給食
13:30		午睡	クラスの集まり
14:00			順次降園
			預かり保育（事前申請） ＊当日緊急受け入れ可
14:30	排泄 おやつ	午後のクラス（各クラスまたは異年齢）	
15:00	各個人に合わせた活動 順次降園		おやつ 順次降園
18:00	延長保育		延長保育
19:00		閉園	

予定時間

開園時間	月曜日～金曜日	午前7：00～午後6：00	
	土曜日	午前7：00～午後6：00	
保育時間	保育標準時間	午前7：00～午後6：00	
	保育短時間	午前8：30～午後4：30	
	教育時間(1号認定)	午前9：00～午後2：00	
延長保育	保育標準時間	午後6：00～午後7：00 月曜日～金曜日（土曜日はなし）	
(2号認定)	保育短時間	午前7：00～午前8：30 月曜日～土曜日	
(3号認定)		午後4：30～午後7：00 月曜日～金曜日	
		午後4：30～午後6：00 土曜日はなし	
預かり保育 (1号認定)	月曜日～金曜日	午前7：00～午前8：30	
	(土曜日はなし)	午後2：00～午後5：30	
事前申請	緊急時	月～金 午後5：30～午後7：00・土 午前7：00～午後6：00	

※延長保育、預かり保育は別途料金がかかります。

園名：幼保連携型認定こども園 大磯こども園

クラス名・人数

		クラス人数	3号認定	2号認定	1号認定	クラスカラー 帽子
0歳	つくし	9	9		帽子は進級時 持ち上がり	きみどり
1歳	ちゅうりっぷ	12	12			ろーず
2歳	あさがお	18	18			あお
3歳 ①	さくら	19		10	9	もも
3歳 ②	たんぽぽ	19		10	9	きいろ
4歳 ①	すみれ	20		11	9	みずいろ
4歳 ②	ゆり	19		10	9	おれんじ
5歳 ①	ふじ	20		11	9	ふじ
5歳 ②	ばら	19		10	9	あか
	合計	155	39	62	54	
一時保育	あじさい	8	8			

デイリープログラム（0歳児・1歳児）

時間	0歳児～1歳児
	3号認定
7:00	順次登園
7:30	人数に合わせて合同保育
8:00	
8:30	
9:00	朝おやつ
9:30	各個人に合わせた グループ・クラス活動
10:00	
10:30	
11:00	給食
11:30	
12:00	午睡
12:30	
13:00	
13:30	
14:00	
14:45	排泄
15:00	おやつ
15:30	各個人に合わせた グループ・クラス活動
16:00	
16:30	順次降園
17:00	人数に合わせて合同保育
17:30	
18:00	延長保育
18:30	
19:00	閉園

デイリープログラム（2歳児）

時間	2歳児
	3号認定
7:00	順次登園
7:30	人数に合わせて合同保育
8:00	
8:30	
9:15	朝おやつ
9:30	各個人に合わせた グループ・クラス活動
10:00	
10:30	
11:15	給食
12:00	
12:15	午睡
12:30	
13:00	
13:30	
14:00	
14:45	排泄
15:00	おやつ
15:30	各個人に合わせた グループ・クラス活動
16:00	
16:30	順次降園
17:00	人数に合わせて合同保育
17:30	
18:00	延長保育
18:30	
19:00	閉園

デイリープログラム（幼児）

時間	幼児	
	2号認定	1号認定
7:00	順次登園 人数に合わせて合同保育 （合同保育室で受入れ）	事前申請により預かり
7:30		
8:00		
8:30		
9:00	クラスに移動	順次当園（エントランスで受入れ）→各クラスへ
9:30		
10:00		
10:30	クラス活動 異年齢・各クラス・グループなどによる活動 （認定区分で活動は分けない）	
11:00		
11:30		
12:00		
12:30	給食	
12:45	片付け・排泄	
13:00	集まり	
13:20	クラス移動（別保育室で午睡準備）	ホール移動 預かり保育は時間により午睡保育室
13:30		人数確認→集まり
14:00	午睡	降園
14:45	起床	ホール 預かり保育
15:00	おやつ 午睡保育室と別保育室の掃除後おやつ準備（起床後は合同）	
15:30	合同保育	
16:00		
16:30	順次降園	
17:00	人数に合わせて合同保育 （合同保育室で引渡し）	
17:30		
18:00	延長保育	
18:30		
19:00	閉園	

大磯町公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営に関する協定書

大磯町（以下「甲」という。）と社会福祉法人恵仲会（以下「乙」という。）は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第34条第1項の規定により、乙が公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営（以下「本事業」という。）を行うに当たり、同条第2項の規定に基づき次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の待機児童の解消並びに多様な教育及び保育の提供を図ることを目的として、乙が認定こども園法第34条第1項の規定により、公私連携法人の指定を受けて行う本事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

（名称及び所在地）

第2条 この協定の目的となる公私連携幼保連携型認定こども園（以下単に「公私連携幼保連携型認定こども園」という。）の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称 サンキッズ国府

（2）所在地 神奈川県中郡大磯町国府新宿152番地

（開園年月日）

第3条 公私連携幼保連携型認定こども園の開園の日は、平成30年4月1日とする。

（教育及び保育等に関する基本的事項）

第4条 乙は、本事業を行うに当たっては、甲から公私連携幼保連携型認定こども園の設置に係る経費の補助を受け、及び認定こども園法第34条第3項及び第4項の規定により大磯町長を経由して神奈川県知事へ公私連携幼保連携型認定こども園の設置を届け出るものとする。

2 乙は、本事業を行うに当たり、認定こども園法、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）及び別に定める大磯町公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関する基準を遵守しなければならない。

3 乙は、本事業を継続しないときは、本事業を終了しようとする日の1年前までにその旨を甲に申し出るものとする。

4 甲は、乙が教育及び保育等に関する基本的事項を適切に実施するよう、乙に対し指導及び監督をすることができる。

（必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項）

第5条 甲は、公私連携幼保連携型認定こども園の用に供するため、乙に対し甲が所有する土地を20年間、無償で貸し付けるとともに、建物等については、無償で譲与するものとする。この場合においては、別途、甲及び乙との間で、土地使用貸借契約及び建物等譲与契約（以下「各契約」という。）を締結するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により借り受けた土地及び譲り受けた建物等について、公私連携幼保連携型認定こども園以外の用に供してはならない。ただし、建物等について、各契約締結の日から1年以内に新たに園舎を建築する場合は、この限りでない。
- 3 乙は、新たに建築する園舎を公私連携幼保連携型認定こども園以外の用に供してはならない。
- 4 乙は、公私連携幼保連携型認定こども園を第1項の規定により借り受けた土地に新たに設置するに当たり、当該土地に現に存する建物等を使用しないときは、乙の負担により当該建物等を解体し、及び撤去するものとする。
- 5 乙は、第1項ただし書の各契約締結後、公私連携幼保連携型認定こども園の運営を開始した時点で残置している物品については、公私連携幼保連携型認定こども園の運営のための備品として有効活用し、又は乙の負担により廃棄するものとする。
- 6 甲は、乙が本事業を行うに当たり、厚生労働省が年度ごとに定める保育所等整備交付金要綱、認定こども園施設整備交付金交付要綱（平成27年5月21日付け文部科学大臣裁定）、神奈川県安心こども交付金事業費補助金交付要綱（平成21年4月1日施行）（以下これらを「国・県要綱」という。）及び大磯町認定こども園整備事業費補助金交付要綱（平成28年大磯町告示第16号）に基づく補助を行うものとする。

（立入検査）

第6条 甲は、公私連携幼保連携型認定こども園の運営を適切にさせるため必要があると認めるときは、乙若しくは公私連携幼保連携型認定こども園の園長に対して必要と認める事項の報告を求め、又はその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査できるものとする。

- 2 甲は、乙が正当な理由が無くこの協定に従って教育及び保育等を行っていないと認めるときは、乙に対し、この協定に従って教育及び保育等を行うことを勧告することができる。

（公私連携法人の指定の取消し）

第7条 甲は、乙がこの協定に違反したときは、認定こども園法第34条第11項の規定により、乙の公私連携法人の指定を取り消すことができる。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までとする。

- 2 前項に規定する有効期間の満了の日の1年前までに、甲及び乙から何ら意思表示がされないときは、本協定の有効期間の満了の日の翌日から起算して、さらに1年間、この協定の有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

（補則）

第9条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年11月 6 日

甲 神奈川県中郡大磯町東小磯183番地
大磯町

大磯町長 中 崎 久 雄

乙 神奈川県平塚市田村二丁目11番5号
社会福祉法人 恵伸会

理 事 長 竹 内 恵 司

大磯町公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関する基準

1 趣旨

この基準は、大磯町公私連携幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）の設置及び運営に当たり、町の教育保育水準を維持するため、設置及び運営主体となる法人に対し、必要な事項を示すものである。

2 認定こども園の設置及び管理運営について

- (1) 認定こども園の施設設置に当たっては、近隣住民等への事前説明、調整、紛争等の解決に誠意を持って対応し、子どもの安全を十分確保すること。
- (2) 認定こども園の管理運営は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他関係法規を遵守し、その趣旨を十分に理解した上で管理を行うこと。
- (3) 子どもや保護者の心情に最大限に配慮し、きめ細やかなサービスの提供に努めること。
- (4) 施設設備や組織体制について、子どもや保護者の安全安心に考慮した必要な措置を講じること。
- (5) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、施設の管理及び運営については、町の確認を受けること。

3 定員について

- (1) 定員については、1号認定30人、2号認定45人、3号認定30人を目安に事業者が設定し、町の承認を受けること。
- (2) 1号認定については、定員を超えた場合は、大磯町立国府幼稚園在園者を優先すること。

4 施設開園時間及び休園日について

- (1) 施設の開園時間は、月曜日から土曜日までの午前7時から午後6時までの11時間を原則とし、町と協議の上、設置及び運営主体となる法人が定めること。
- (2) 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日以外は、原則として休園しないこと。ただし、やむを得ない理由により休園するときは、この限りでない。

5 施設の整備基準について

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年神奈川県条例第52号）その他基準を遵守すること。

【例】

6 職員等について

- (1) 園長（施設長）は、専任の正規職員を配置すること。なお、園長（施設長）を変更しようとするときは、あらかじめ町に届け出ること。
- (2) 園長（施設長）を補佐する者として、専任の正規保育教諭を主幹保育教諭として配置すること。ただし、主幹保育教諭は、学級専任の保育教諭とは別に配置すること。
- (3) 各学級に担任として保育教諭を配置すること。
- (4) 教育及び保育に直接従事する職員の数は、次のとおりとする。

園児の区分	職員数
ア 満5歳以上の園児	おおむね30人につき1人
イ 満4歳以上満5歳未満の園児	おおむね30人につき1人
ウ 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人
エ 満2歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人
オ 満1歳以上満2歳未満の園児	おおむね6人につき1人
カ 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人

- (5) 時間外保育及び延長保育についても前号の配置基準により配置し、最低2名の保育教諭を配置すること。
- (6) 看護師又は養護教諭を配置するよう努めること。
- (7) 栄養士又は栄養教諭の配置及び調理員を配置すること。ただし、調理員については調理業務の全部を委託する場合には、置かないことができる。
- (8) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を配置すること。
- (9) 職員の資質向上及び教育・保育の質の向上のため、県等が実施する研修会に積極的に参加するとともに、園内で職員研修を定期的に開催すること。
- (10) 職員健康診断は少なくとも年1回実施し、給食調理に携わる者は、毎月検便を行うこと。

7 教育及び保育について

- (1) 教育及び保育の実施については、国の示す最新の幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日付け文部科学省告示第1号）及び保育所保育指針（平成29年3月31日付け厚生労働省告示第117号）に準拠し定めた指導計画及び教育・保育課程を作成し、実施すること。また、大磯町教育委員会が年度ごとに定める大磯町教育委員会基本方針を参考に教育・保育を行うこと。
- (2) 町が実施する教育・保育内容等を可能な限り継続するとともに、幼保連携型認定こども園の特徴を生かした運営を行うこと。
- (3) 発達障がい等を含む特別な支援を必要とする子どもの受け入れ態勢を整えるとともに、関係機関と連携を図ること。
- (4) 保護者の宗教活動の多様性に配慮し、宗教的な行事・行為は行わないこと。ただし、クリスマス会等一般的な行事は、規制するものではない。

【例】

- (5) 支援を要する子ども及び保護者への対応については、関係機関と連携して行うこと。
- (6) 認定こども園は、近隣小学校との連携を図り、円滑な接続に向けて就学支援を行うこと。また、地域の幅広い世代と交流するよう努めること。
- (7) 特別保育事業として延長保育事業（午後6時から午後7時まで）を実施すること。
なお、それ以降の時間は自主事業として実施することができる。
- (8) 通常保育とは別に確保したスペースにおいて、家庭において保育することが一時的又は断続的に困難となった乳幼児に対し、必要な保育を行う一時預かり事業（一時保育）を子育て支援事業の一つとして実施すること。
- (9) サービス向上につながるその他の特別保育事業（障がい児保育、休日保育、長時間の延長保育、病児・病後児保育等）については、可能な限り実施に努めること。
- (10) 在園する1号認定の園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育）を実施すること。
- (11) 認定こども園法第2条第12項に規定する子育て支援事業として、地域の子育て家庭に対して、子育て相談や親子の集いの場等を提供すること。
- (12) 教育・保育の共通時間は、少なくとも午前9時から午後2時までとし、4時間をくぐらないこと。
- (13) 学級編成について、1学級の園児数は、35人以下とすること。ただし、3歳児については25人以下を原則とする。
- (14) 食事の提供は、全園児を対象とし、完全給食を実施すること。また、提供する給食は、当該認定こども園内で調理することを基本とし、国の示す「日本人の食事摂取基準」を満たす給食内容とすること。
- (15) 園児の健康状態やアレルギー食等への特別な配慮を行い、アレルギー対応については、除去食や代替食を提供すること。なお、厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に準拠した取り扱いを行うこと。
- (16) 安全な食材を確保していることを周知するため、食材に関する情報提供を適宜行うこと。また、献立の提示や展示食を実施するとともに、必要に応じて児童や保護者に対する栄養指導を実施すること。
- (17) アレルギー疾患をもつ子どもには、アレルギー対応食を提供すること。
- (18) 入園している園児に対し、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく健康診断を毎学年定期に実施すること。また、必要があるときは、臨時に健康診断を実施することができる。
- (19) 苦情処理の仕組みを整備し、苦情処理責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置すること。
- (20) 利用者の立場に立ち、良質かつ適切なサービスを提供するよう、事業運営上の具体的な問題点を把握し改善に結びつけるとともに、第三者評価を受け、その情報を公開すること。

【例】

8 保育料等について

- (1) 保育料については、町が条例で定める利用者負担額とすること。
- (2) 児童のケガ等に備えるため、損害賠償保険に加入するとともに、保護者に対し独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付制度への加入を継続すること。
- (3) 保育料、延長保育料等、給食費及び損害保険料（独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付制度に係る実費負担を含む。）以外の特別徴収については、町・法人・保護者の三者にて協議すること。

9 引継ぎについて

認定こども園への移行に伴い、保育教諭等が入れ替わることによる環境の変化が、大磯町立国府幼稚園に通園している児童へ及ぼす影響を最小限にするとともに、町の教育・保育内容や指導方法の理解促進を図るため、引継ぎの時間を十分に確保し、合同保育等を実施すること。

10 災害及び事故について

- (1) 入園児の安全確保のために必要な設備や体制を整備するとともに、侵入者等園児に危害が及ぶ場合に備えて、警察・消防等関係機関に迅速かつ的確に通報できるよう必要な訓練を行うこと。
- (2) 入園児に傷害、死亡、食中毒その他重大な事故があったときは、直ちにその状況を書面をもって町に報告すること。
- (3) 緊急時の対応マニュアルや緊急連絡網を作成すること。
- (4) 消防法（昭和23年法律第186号）第8条に規定する常駐している施設専任の防火管理者を置くこと。
- (5) 防火管理者は、認定こども園の防火及び避難について計画を作成し、月に1回以上の訓練を実施すること。
- (6) 地震、水害等あらゆる災害を想定し、対応マニュアルを作成するとともに、それぞれに必要な訓練を行うこと。
- (7) 感染症やそれを予防する衛生管理に関するマニュアルを作成し、日々衛生的な環境を整えること。
- (8) 災害発生時の一時的な集合場所、避難場所としての「一時（いつとき）避難所」としての利用に協力すること。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

大磯こども園建替プロジェクト

工事工程表

建築場所 神奈川県大磯町大磯942番地

令和7年 11月 17日

